

政府による緊急事態宣言の延長を受けて、横浜市立学校では一斉臨時休業期間を5月31日まで延長することになりました。

本校では、休業期間中、次のように対応します。

緊急受入れや校庭開放を利用する場合は、「登校すること」＝「感染のリスクを高めること」であり、児童や教職員がウイルスの媒介者になる可能性があることを理解したうえで、慎重に検討されるようお願いいたします。

臨時休業期間

5月11日（月）から5月31日（日）まで

※ 臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間が変更になる場合があります。

緊急受入れ

これまでと同様に、1～4年生及び個別支援学級（全学年）の児童のうち、保護者の就業、その他家庭での対応が困難な場合について、「緊急受入れ」を実施します。あくまで緊急の対応であり、通常の学校教育活動とは異なるものであることをご理解の上、登校させてください。

5月11日（月）～5月29日（金）

8：50 ～ 14：30（1～4年生）

☆各自の席での自習を徹底させます。ご家庭でも、児童が立ち歩き、感染のリスクを高めることのないよう、丁寧にお話してください。

- 1年生は、原則として保護者等の送迎をお願いします。
- 学習に必要なものと、お弁当、健康観察票を持たせてください。
- 緊急受入れカードを本校WEBページから印刷し、提出してください。

校庭開放

5月12日（火） 5月19日（火） 5月26日（火）

9：00 ～ 9：50 1年生と2年生
 10：00 ～ 10：50 3年生と4年生
 11：00 ～ 11：50 5年生と6年生

☆濃厚接触を避けるため、集団での遊びはしません。

- 緊急受入れで登校している児童も対象になります。
- 汗を拭くためのハンカチやタオルと飲み物、健康観察票を持たせてください。

児童の心身の状態の把握

- 児童の学習や生活の様子を把握するために、緊急受入れと校庭開放で登校していない児童へは電話連絡等を行います。
- 児童の学習面や生活面、その他ご心配なことがある場合は、「教育相談」を行います。ご希望される場合は、ご連絡ください。面談、家庭訪問等、ご希望に応じて行います。

課題の追加

- 学年ごとに課題を追加します。
- 感染リスクを最大限に抑えるため、課題は5月11日（月）に本校WEBページへ掲載します。ご家庭で印刷し、活用してください。
- 家庭で印刷できないなど、課題に取り組めない状況にある場合は、遠慮なくご相談ください。

また教育委員会では、教科書の内容を基にした学習動画のインターネット配信を行ってきましたが、休業期間中も継続します。

t v k（テレビ神奈川）による学習動画の放送については継続する方向で調整中ですので、追ってお知らせします。t v kによる放送を継続する場合、番組表はこれまでと同様にインターネット上に掲載します。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyouikukoho/200410dogahaishin.html>

休業中の過ごし方

臨時休業期間中、健康面、生活面について、次のことに留意して過ごすよう、ご家庭でもご配慮をお願いします。

(1) 健康面

- 毎朝、検温、健康チェックを行い記録すること
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合(関係機関から濃厚接触者として経過観察を指示された場合も含む)、発熱等の風邪の症状で受診した場合は保護者から学校に報告すること

(2) 生活面

- 不要不急の外出は控え、密閉空間、密集場所、密接場面は避けること
- 心身の健康のために適度に体を動かすことも大切であること
- 公園等を利用する時は、その場所のルールやマナーを考えること
- TV、ゲーム、パソコン等を利用する場合には時間を決めることや、困ったことがあればすぐに身近な大人に相談すること
- 緊急時には保護者と連絡ができるようにしておくこと
- 先生やカウンセラーは休業中も学校にいますので、不安や心配がある場合は、学校に連絡すること

今後の予定

- 5月 8日（金） 本校WEBページに、「学年だより」を掲載
- 5月11日（月） 本校WEBページに、各学年の課題を掲載

6月1日（月）以降のことについては後日お知らせします。学校や横浜市教育委員会Webページ、学校からのメール配信等で最新の情報をご覧ください。